

福岡県公報

平成30年5月25日
第3994号

目次

告示(第524号-第533号)

○筑前海区における漁業法に基づく漁業の免許の内容たるべき事項等 (漁業管理課) …………… 1	1
○有明海区における漁業法に基づく漁業の免許の内容たるべき事項等 (漁業管理課) …………… 1	1
○豊前海区における漁業法に基づく漁業の免許の内容たるべき事項等 (漁業管理課) …………… 2	2
○道路の占用の制限 (道路維持課) …………… 2	2
○道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 3	3
○道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 3	3
○県営住宅退去者滞納家賃の収納業務の委託 (県営住宅課) …………… 3	3
○道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 3	3
○道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 4	4
○道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 4	4

公 告

○県営土地改良事業計画の決定 (農村森林整備課) …………… 4	4
○県営土地改良事業計画の決定 (農村森林整備課) …………… 4	4
○土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) …………… 5	5
○土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) …………… 5	5
○土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) …………… 5	5
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 6	6

○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等

(中小企業振興課) …………… 6

告 示

福岡県告示第524号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第1項の規定に基づき、筑前海区における漁業の免許について、免許の内容たるべき事項等を次のように定めたので、同条第5項の規定により公示する。

平成30年5月25日

福岡県知事 小川 洋

1 公示番号	別紙のとおり
2 免許の内容たるべき事項	
(1) 漁業種類及び漁業の名称 及び漁業時期	別紙のとおり
(2) 漁場の位置	別紙のとおり
(3) 漁場の区域	別紙のとおり
3 地元地区	別紙のとおり
4 制限又は条件	別紙のとおり
5 存続期間	別紙のとおり
6 申請期間	平成30年6月25日から同年7月24日まで
7 免許予定日	平成30年9月1日
8 その他	この告示の別紙は、福岡県農林水産部水産局漁業管理課及び水産振興課並びに福岡県水産海洋技術センター、同有明海研究所、同豊前海研究所及び同内水面研究所において縦覧に供する。

福岡県告示第525号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第1項の規定に基づき、有明海区における漁業の免許について、免許の内容たるべき事項等を次のように定めたので、同条第5項の規

定により公示する。

平成30年5月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 公示番号 別紙のとおり
- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類及び漁業の名称及び漁業時期 別紙のとおり
 - (2) 漁場の位置 別紙のとおり
 - (3) 漁場の区域 別紙のとおり
- 3 地元地区 別紙のとおり
- 4 存続期間 別紙のとおり
- 5 申請期間 平成30年6月25日から同年7月24日まで
- 6 免許予定日 平成30年9月1日
- 7 その他 この告示の別紙は、福岡県農林水産部水産局漁業管理課及び水産振興課並びに福岡県水産海洋技術センター、同有明海研究所、同豊前海研究所及び同内水面研究所において縦覧に供する。

福岡県告示第526号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定に基づき、豊前海区における漁業の免許について、免許の内容たるべき事項等を次のように定めたので、同条第5項の規定により公示する。

平成30年5月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 公示番号 別紙のとおり
- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類及び漁業の名称及び漁業時期 別紙のとおり
 - (2) 漁場の位置 別紙のとおり

- (3) 漁場の区域 別紙のとおり
- 3 地元地区 別紙のとおり
- 4 制限又は条件 別紙のとおり
- 5 存続期間 別紙のとおり
- 6 申請期間 平成30年6月25日から同年7月24日まで
- 7 免許予定日 平成30年9月1日
- 8 その他 この告示の別紙は、福岡県農林水産部水産局漁業管理課及び水産振興課並びに福岡県水産海洋技術センター、同有明海研究所、同豊前海研究所及び同内水面研究所において縦覧に供する。

福岡県告示第527号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年5月25日

福岡県知事 小川 洋

1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	211号	朝倉郡東峰村大字小石原1365番4先から朝倉郡東峰村大字小石原1362番1先まで	朝倉県土整備事務所
一般国道	211号	朝倉郡東峰村大字小石原1365番4先から朝倉郡東峰村大字小石原1362番6先まで	朝倉県土整備事務所

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに

用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成30年6月8日

福岡県告示第528号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年5月25日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝倉	県道	甘 木 井 線	前	朝倉市杷木志波2681番1先から 朝倉市杷木志波2637番先まで	11.3 ～ 29.1	41.4
			後	朝倉市杷木志波2681番1先から 朝倉市杷木志波2637番先まで	32.0 ～ 39.1	

福岡県告示第529号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年5月25日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝倉	県道	甘 木 井 線	前	朝倉市黒川5736番先から 朝倉市黒川5738番1先まで	5.3 ～ 10.7	67.4
			後	朝倉市黒川5736番先から 朝倉市黒川5738番1先まで	12.7 ～ 65.1	

福岡県告示第530号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、福岡県営住宅退去者滞納家賃の収納事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年5月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 委託先 ニッテレ債権回収株式会社
- 2 所在地 東京都港区芝浦三丁目16番20号
- 3 委託期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

福岡県告示第531号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年5月25日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
----------	-------	-----	-------	-----	---------------	---------------

朝倉	県道	甘木線 吉井	前	朝倉市杷木志波3874番1 先から 朝倉市杷木志波2071番3 先まで	8.4 ～ 31.5	372.0
			後	朝倉市杷木志波3874番1 先から 朝倉市杷木志波2071番3 先まで	8.4 ～ 53.0	

福岡県告示第532号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年5月25日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝倉	県道	安谷線 赤谷	前	朝倉市佐田2026番1先から 朝倉市佐田2032番1先まで	4.3 ～ 13.2	103.3
			後	朝倉市佐田2026番1先から 朝倉市佐田2032番1先まで	5.5 ～ 19.6	

福岡県告示第533号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年5月25日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝倉	一般国道	211号	前	朝倉市杷木赤谷1891番3 先から 朝倉市杷木赤谷1884番1 先まで	12.6 ～ 25.2	93.7
			後	朝倉市杷木赤谷1891番3 先から 朝倉市杷木赤谷1884番1 先まで	19.0 ～ 67.4	

公 告

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成30年5月25日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営両筑第3地区土地改良（農業用排水施設整備）事業計画書の写し	平成30年5月25日から 平成30年6月22日まで	小郡市役所、朝倉市役所、筑前町役場、 大刀洗町役場

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成30年5月25日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営両筑第4地区土地改良（農業用排水施設整備）事業計画書の写し	平成30年5月25日から 平成30年6月22日まで	小郡市役所、朝倉市役所、筑前町役場、 大刀洗町役場

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成30年5月25日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
北野町南部土地改良区	平成30年5月11日

公告

北野町南部土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成30年5月25日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住 所
日比生 和 雄	久留米市北野町大城1036番地1
柳 敬 生	久留米市北野町大城822番地4
中 鶴 明 広	久留米市北野町大城1035番地
野 口 久	久留米市北野町大城678番地
古 賀 至	久留米市北野町金島2083番地3
原 口 茂	久留米市北野町金島2397番地2
鐘 江 茂	久留米市北野町金島891番地1

2 退任監事

氏 名	住 所
柳 一 二	久留米市北野町大城827番地2の2
野 口 奉 文	久留米市北野町大城667番地2

3 就任理事

氏 名	住 所
中 垣 長 男	久留米市北野町大城585番地1
大 坪 典 芳	久留米市北野町大城822番地5
伊 藤 昌 英	久留米市北野町金島2400番地2
日比生 一 弘	久留米市北野町大城1088番地5
古 賀 至	久留米市北野町金島2083番地3
高 田 正 孝	久留米市北野町金島27番地

4 就任監事

氏 名	住 所
野 口 勝 則	久留米市北野町大城645番地2
久 富 実	久留米市北野町大城880番地

公告

宮ノ陣第二土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成30年5月25日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏 名	住 所
緒 方 英 司	久留米市宮ノ陣町大杜1498番地2
中 隈 輝 彦	久留米市宮ノ陣町若松643番地
赤 司 一 嘉	久留米市宮ノ陣町大杜1342番地1
赤 司 初 男	久留米市宮ノ陣町大杜1239番地3
権 藤 光 徳	久留米市宮ノ陣町大杜1480番地

2 退任監事

氏名	住所
草場 勝 實	久留米市宮ノ陣町大杜223番地
赤 司 和 弘	久留米市宮ノ陣町大杜1267番地

3 就任理事

氏名	住所
野 村 修 二	久留米市宮ノ陣町大杜1533番地
赤 司 清 敏	久留米市宮ノ陣町大杜1316番地1
赤 司 利 雄	久留米市宮ノ陣町大杜1235番地4
緒 方 和 彦	久留米市東合川新町3番17-103号
野 村 義 明	久留米市宮ノ陣町大杜1511番地

4 就任監事

氏名	住所
草場 勝 實	久留米市宮ノ陣町大杜223番地
赤 司 和 弘	久留米市宮ノ陣町大杜1267番地

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年5月25日

福岡県知事 小 川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 マルシヨク来春店
- (2) 所在地 朝倉市大字来春6番地の1

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年5月25日

福岡県知事 小 川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 マルシヨク来春店
- (2) 所在地 朝倉市大字来春6番地の1

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし